

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、宮島都市計画道路三・六・一号厳島駅濱之町線（Ⅱ・小・一号厳島駅幸町線）を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和四年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

宮島都市計画道路三・六・一号厳島駅濱之町線（Ⅱ・小・一号厳島駅幸町線）

二 都市計画を変更する土地の区域

廿日市市宮島町字濱之町、廿日市市宮島町字北之町濱、廿日市市宮島町中之町濱、廿日市市宮島町字幸町東濱、廿日市市宮島町字幸町西濱

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、廿日市市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和四年七月二十六日から令和四年八月九日まで